

事務連絡
平成31年1月30日

各都道府県・指定都市教育委員会就学事務担当課
各都道府県私学担当課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を 御中
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果について

日本国籍を有するものの戸籍に記載がない者（以下「無戸籍者」という。）については、社会生活上様々な不利益を被ることがあると考えられるため、政府においては、無戸籍者が適正な手続により戸籍に記載されるための支援を推進するとともに、法務省においては、無戸籍者に関する情報の収集に努めているところです。

今般、法務省が取りまとめた無戸籍者の調査結果（平成30年5月10日現在）において学齢期の児童生徒が190名把握されたことから、文部科学省がその就学状況等の調査を実施したところ、教育委員会による就学に向けた支援等が行われ、全ての児童生徒の就学を確認しました。しかしながら、そのうち8名は欠席が目立ち、3名は不登校状態となっていることや、6名については過去に未就学期間を有する児童生徒であることが分かりました（調査結果の詳細は別紙のとおり）。

戸籍の有無にかかわらず、学齢児童生徒の就学の機会を確保することは、憲法に定める教育を受ける権利を保障する観点から極めて重要であることから、義務教育諸学校の設置者におかれては、引き続き、「無戸籍者の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細かな支援の充実について（通知）」（平成27年7月8日付け27初初企第12号）や別添の調査結果、参考資料を踏まえつつ、関係機関との間で戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒に関する情報共有のためのルールを定めたり、無戸籍の学齢児童生徒が抱える教育上・生活上の課題に適切に対応するなど、就学の徹底及びきめ細かな支援に引き続き取り組んでいただけるようお願いいたします。

また、これまでも、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に学齢期の児童生徒が居住していれば、学齢簿を編製し、就学の通知等の手続をとるよう通知しているところであり、今後も、子供たちの就学機会を逸することのないよう併せてよろしくお願いいたします。



各都道府県教育委員会におかれては管下の義務教育諸学校及び域内の市（指定都市は除く。）町村教育委員会に対して、各指定都市及び市町村教育委員会におかれては管下の義務教育諸学校に対して、各都道府県及び義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の義務教育諸学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれては管下の義務教育諸学校に対して、本通知の趣旨及び内容を指導くださるようよろしくお願いいたします。

<担当>

文部科学省 電話：03-5253-4111（代表）

初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室

上久保、眞岩（内線2007）

無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果

| | |
|--------|---|
| 【調査対象】 | 平成30年5月10日時点で法務省が把握した無戸籍の学齢児童生徒 190名（学齢児童相当年齢163名、学齢生徒相当年齢27名）※1 |
| 【調査数】 | 151市町村教育委員会等 |
| 【調査期間】 | 平成30年7月13日～8月31日 |

【無戸籍の学齢児童生徒の状況】

1. 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況

| | 今回 | 前回※2 | 増減 |
|-------------------------|-----|------|-----|
| ① 域内の公立学校に就学している | 183 | 196 | -13 |
| ② 区域外の公立学校や国私立学校へ就学している | 3 | 4 | -1 |
| ③ 就学していない | 0 | 0 | - |
| ④ 他市区町村での居住を確認している | 4※3 | 1 | +3 |
| ⑤ 居住実態を確認できない | 0 | - | - |
| 計 | 190 | 201 | -11 |

2. 就学している児童生徒の登校の状況

| | 今回 | 前回※2 | 増減 |
|-----------------------|-----|------|-----|
| ① 支障なく登校している | 179 | 192 | -13 |
| ② 就学しているが、欠席が目立つ | 8※4 | 6 | +2 |
| ③ 就学しているが、不登校状態となっている | 3※5 | 3 | - |
| 計 | 190 | 201 | -11 |

3. 未就学期間の有無

| | 今回 | 前回※2 | 増減 |
|------|-----|------|-----|
| ① あり | 6※6 | 4 | +2 |
| ② なし | 184 | 197 | -13 |
| 計 | 190 | 201 | -11 |

※1 今回、対象となった190名のうち5名については調査の段階において無戸籍状態が解消されたことを確認。

※2 前回の調査は平成29年8月10日時点。

※3 他の市区町村に居住し、就学していることを確認済み。

※4 今回、新たに「就学しているが、欠席が目立つ」と報告されたのは8名のうち6名。

※5 今回、新たに「就学しているが、不登校状態となっている」と報告されたのは3名のうち2名。

※6 今回、新たに「未就学期間あり」と報告されたのは6名のうち3名。その期間は、2か月が1名、2.5か月が1名、3か月が1名。

【教育委員会等の対応】

4. 教育委員会等による就学に向けた支援が行われた学齢児童生徒の割合

45.8%

(就学に向けた手続きへの支援の例)

- ・住民登録のない場合、保育園等を通して入学手続するよう案内した。
- ・乳幼児健康診断等により子供の状況を把握し、就学相談に応じた。
- ・在園している保育園から教育委員会に対して情報提供があり、福祉担当部局に確認したところ、医療費の受給者証も交付されていたことから、これをもって就学の手続等を行った。
- ・学齢になる前年に要保護児童対策協議会において対象者であることが分かり、保健センターと連携しつつ保護者と関わりをもちながら就学手続を行った。
- ・前居住地の教育委員会から転居の情報を受けたことから、福祉担当部局と連携しつつ家庭訪問及び面談等を行った上で就学及び就学援助の手続を行った。
- ・居住する自治体の教育委員会と連携し、区域外就学の手続を行った。

(就学中の支援の例)

- ・児童が不登校状態にあるため、親子で放課後登校するよう働きかけや家庭訪問を行っている。また、サポートセンターと学校でケース会議を行い、児童の状況を共有している。
- ・小学校入学当初から関係機関が支援を行っており、中学校進学後もその支援が途切れないように改めて関係機関の間で情報共有を行った。

5. 教育委員会等によって戸籍の取得(就籍)に向けた支援が行われた学齢児童生徒の割合

30.5%

(就籍に向けた支援)

- ・保護者の同意を得た上で、戸籍担当課に情報提供を行い、戸籍担当課職員が戸籍に関する手続きについて案内した。
- ・戸籍担当と連携し、法務局への問い合わせ方法や法テラスの紹介等を行った。その後、毎年、保護者と面談を行い、就籍手続の進捗状況を確認し、可能な支援があれば行っている。
- ・戸籍担当部局と協力して、弁護士や法務局担当者から保護者に説明してもらう場を設けた。その後も毎年保護者から現状の聞き取りを行っている。
- ・首長部局職員が定期的に家庭訪問等を行い、保護者に就籍の手続や裁判手続きの説明を行っている。教育委員会においては、該当児童の母親が外国籍のため通訳を派遣し、就籍手続きの説明を分かりやすく行ったり、相談にのったりしている。

6. 関係機関との間で戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒に関する必要な情報共有のためのルールを定めている市町村教育委員会の割合

26. 2%

- ・他部署で無戸籍児童等を発見した場合は、発見部署⇒戸籍担当課⇒教育委員会へと通知される。教育委員会で無戸籍児童等を発見した場合は、教育委員会が戸籍担当課、福祉担当課へ情報提供を行う。
- ・「戸籍に記載がない者（無戸籍者）に関する情報の把握及び支援体制」を定めて、関係課が無戸籍者を発見した場合は、それぞれ戸籍・住民票担当部署へ連絡し、そこが中心となり、教育委員会や児童福祉担当部署などへ連絡する体制を構築している。
- ・教育委員会、戸籍等担当部局、福祉部局等の部長、課長等で組織する「連絡会」において、各課等の業務の中で把握・収集した居所不明者等の情報及び緊急方針の決定を行っている。

無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果（平成30年度）より

【自治体における無戸籍者に対する支援の例】

＜兵庫県明石市の例＞ ⇒ 詳細は別紙参照

- 市民相談室での対応、庁内の連携強化、早期把握の推進、関係機関との連携による支援体制の構築や、生活支援、法的支援、教育的支援を総合的に実施するなどしている。
- 市の広報誌において、無戸籍となる理由やその影響、無戸籍者を支援する市の取組を紹介するなど、市民への広報・啓発を行っている。

＜神奈川県厚木市の例＞

- 副市長を委員長とする「庁内連絡会」を組織し、定例で年2回のほか、居所不明者や無戸籍者が発見された際に開催し、情報を共有する体制を築いている。
- ＜島根県出雲市の例＞
- 戸籍担当課（以下「担当課」という。）から関係課に対して、戸籍に記載のない方等の情報（通称、生年月日、連絡先等）を把握した場合は、担当課に連絡するとともに、該当者に担当課への相談を促すよう周知している。
- 戸籍担当課においては、無戸籍者の情報を管理する台帳を作成したり、無戸籍者に継続的に連絡を行うなどして、戸籍記載に向けた支援を行っている。

【教育委員会における取組例】

＜岡山県美咲町の例＞

- 中学校区ごとに年に数回、福祉部局、教育委員会、学校、保育園、民生児童委員、保護司等との合同会議を開催し、地域の気になる児童・生徒及び家庭について情報交換している。会議の内容は、戸籍・住民基本台帳部局や要保護児童地域対策協議会、児童相談所にも共有している。

＜大阪府茨木市の例＞

- 就学手続に漏れがないよう、域内の幼稚園や地域の民生委員等と教育委員会の間で、就学に関しての手続きがなされているかどうか不明な児童・生徒について情報の共有を行っている。

＜北海道帯広市の例＞

- 毎年就学予定者の学齢簿を編製するにあたり、関係機関に該当者の有無を確認している。

明石市における無戸籍者支援について

(別紙)

平成30年10月18日 明石市作成資料

◆取り組みにいたる経緯◆

平成26年7月 国として無戸籍者についての実態調査を開始。

8月 国の動きを受け、明石市においても実態調査を開始。

9月 少なくとも4名の無戸籍者がいることが判明。

10月 無戸籍者に対する支援の取り組みをスタート。

支援体制の構築

市民相談室での対応

- 相談窓口の開設
- 民間支援団体による相談
- 無戸籍者総合支援コーディネーターの設置

これまでの実績

◇相談窓口での相談

件数・・・17件

相談者・・・戸籍のない人やその親、妊娠中の母親など
 主な内容・・・戸籍をつくるための手続、
 国民健康保険の加入手続、
 予防接種を受けるための手続 など
 戸籍取得・・・7名(ほか手続中、1名)

片内の連携強化

- 情報の集約
- 庁内研修会の実施
- 庁内専門チームの設置

早期把握の推進

- 妊娠届出書の様式の変更
- 相談窓口のチラシの配布
- 妊婦全数面接

関係機関との連携

- 明石市無戸籍者総合支援検討会議の開催

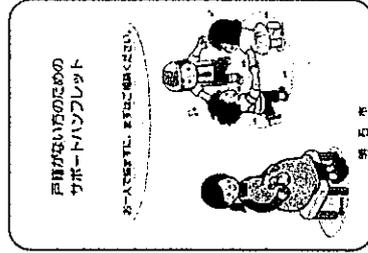
【参加者】

当事者、支援者、有識者（大学教授・弁護士）、
 関係機関（法務局、日本弁護士連合会、法テラス）及び市関係部署

総合的支援の実施

生活支援

- 「戸籍がない方のためのサポートパンフレット」の作成・配布
- 国民健康保険料の遡及分減免
- サポートナンバーカードの交付



市民への広報・啓発

広報・啓発

- 広報紙での特集
- ホームページへの掲載

法的支援

- 民間支援団体を通じての精通弁護士の紹介

教育支援

- 初歩的な読み・書き・計算等の教育支援

これまでの実績

市内在勤の無戸籍者男性に教育支援を実施（2時間×5回）

検討中の施策

- 戸籍取得手続に要する費用
 印紙代・弁護士費用・DNA鑑定費用
- 生活の支援
 就労・住宅・教育 など



27初初企第12号
平成27年7月8日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
串田俊巳

(印影印刷)

無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及び
きめ細かな支援の充実について（通知）

日本国籍を有するものの戸籍に記載がない者（以下「無戸籍者」という。）については、戸籍謄本等により身元を証明することができないために社会生活上様々な不利益を被ることがあるほか、各種の行政サービスを受ける上で困難が生じるものと考えられるため、法務省及び文部科学省を含む関係省庁においては、無戸籍者が適正な手続により戸籍に記載されるための支援を推進するとともに、平成26年8月以降、無戸籍者に関する情報を各地域の管轄法務局において集約し、法務省に報告することとしています。

法務省が把握している無戸籍者の中には、学齢児童生徒と思われる者も相当数含まれていることから、文部科学省においては、法務省が平成27年3月10日現在で把握した無戸籍者について、就学状況の調査（以下「実態調査」という。）を行い、その結果を取りまとめたところです。（別添1）

戸籍の有無にかかわらず、学齢の児童生徒の義務教育諸学校への就学の機会を確保することは、憲法に定める教育を受ける権利を保障する観点から極めて重要であり、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）教育委員会及び各義務教育諸学校においては、今回の調査結果も踏まえつつ、下記に御留意の上、無戸籍の学齢児童生徒の就学の徹底ときめ細かな支援の充実に取り組んでいただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄

の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長におかれては附属学校に対して、本通知の趣旨・内容について周知・指導願います。

なお、本通知は法務省民事局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び総務省自治行政局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 無戸籍の学齢児童生徒の居住が判明した場合の対応等について

実態調査においては、平成27年3月10日現在で戸籍に記載がない学齢児童生徒142名のうち、1名が未だ就学できておらず、また現在就学している者のうち6名は過去に未就学の期間があったことが判明した。

この点に関しては、戸籍や住民票の有無にかかわらず、学校教育法第17条に基づき、学齢児童生徒の保護者には義務教育諸学校に子を就学させる義務があるが、無戸籍であったり住民基本台帳に記載されていない場合には就学できないのではないかと保護者が誤解している場合や、ドメスティック・バイオレンス被害等の困難な家庭状況が就学の妨げとなっている場合も考えられる。また、戸籍や住民基本台帳に記載されていないことにより、教育委員会が当該児童生徒の情報を把握することができず学齢簿を編製することが困難となることも考えられる。

以上のことから、市町村教育委員会におかれては、戸籍担当部局、住民基本台帳担当部局、社会福祉部局、児童相談所等の関係機関との間で戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒に関する必要な情報共有のためのルールをあらかじめ決めておくとともに、戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒が域内に居住している事実を把握したときは、直ちに当該児童生徒に係る学齢簿を編製するとともに、対面により丁寧に就学の案内を行うなど、戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒が就学の機会を逸することのないよう取組を徹底すること。

2. 無戸籍の学齢児童生徒に対するきめ細かな支援について

(1) 戸籍への記載に向けた支援

法務省においては、「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について（依頼）」（平成26年7月31日付け法務省民事局民事第一課長通知）（別添2）において、市区町村（教育委員会等も含む。）が戸籍以外の所管業務の過程で無戸籍者に関する情報を把握したときは、市区町村の戸籍窓口当該情報（通称、生年月日、連絡先等）を連絡するとともに、無戸籍者に対して管轄法務局等へ相談するよう案内すべき旨通知しているところである。

以上のことから、各市町村教育委員会におかれては、当該通知に基づく取組を徹底するため、無戸籍の学齢児童生徒の情報を把握したときは、速やかに戸籍担当部局に連絡するとともに、当該児童生徒の保護者に、無戸籍者支援に係る法務

省のホームページを紹介したり、近隣の法務局から就籍手続に関する連絡が行くよう取り計らうなど、戸籍担当部局と連携して、当該児童生徒の就籍に向けた支援を行うこと。

(2) 学習上・生活上課題がある児童・生徒への支援

実態調査においては、無戸籍の学齢児童生徒が義務教育諸学校へ就学している場合であっても、当該児童生徒のうち約16%が困難な家庭状況により児童相談所の支援を受けているなど特別な生活上の課題があり、また過去に未就学期間があった児童生徒のうち半数が、未就学期間があったことによる学習上の課題を抱えていることが判明した。

以上のことから、義務教育諸学校においては、別添1において、今回の実態調査で把握した、無戸籍の学齢児童生徒が抱える学習上・生活上の課題を取りまとめているので、その内容や「生徒指導提要」（平成22年3月、文部科学省）の第6章Ⅱ「個別の課題を抱える児童生徒への指導」における記載も参考としつつ、無戸籍の学齢児童生徒が抱える教育上・生活上の課題に適切に対応すること。

特に、当該児童生徒が、未就学期間があったことによる学習上の課題を抱えている場合は、学習内容にまとまった欠落があるなど、日々の教職員の指導の中で補足的に対応するだけでは十分な支援ができない場合も考えられるため、教育委員会と学校とが連携して個別に支援計画を策定し、放課後や長期休業日の活用も含め、修業年限全体を通じた組織的・計画的な学習支援を行うことも検討すること。

児童生徒が児童養護施設へ入所している場合や、貧困、虐待、ネグレクトといった家庭上の課題を抱えている場合など、児童生徒に特別な生活上の課題がある場合には、児童相談所等の関係機関や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職員と緊密に連携しつつ、きめ細かな支援を充実させること。

また、各都道府県教育委員会においては、当該児童生徒の在籍校における学習指導上・生徒指導上の課題の状況を総合的に判断して必要と認められる場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る補助や教職員定数の加配の活用も考慮しつつ、当該在籍校の指導体制の充実に努めること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111(内線3745, 2007)

以下略